

## 徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

- 1 日 時 平成30年11月26日（月） 15時15分から書類審査  
15時30分から開会
- 2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室
- 3 議事内容  
付議案件
  - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
  - 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
  - 第3号議案 非農地証明願の審議について
  - 第4号議案 非農地通知の審議について
  - 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について
  - 第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について
  - 第7号議案 農用地利用集積計画の承認について

### 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
3. 農地利用配分計画の許可の報告について
4. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
6. 農地法第18条第6項の処理について
7. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について
8. 農地法第3条の許可の取消について

#### 4 出席委員

##### 農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 18名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橘 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎
- 19番 市岡 沙織

##### 農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 6名

- 3番 大平 雅義
- 4番 岸野 重幸
- 5番 谷野 勝
- 13番 高畠 元治
- 16番 浦川 昌夫
- 17番 野口 芳久

平成30年11月26日 15時15分から書類審査

徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

- 議長 　　ただ今から、平成30年11月徳島市農業委員会総会―農地関係を開会いたします。
- 本日の総会は、農業委員19名のうち過半を超える18名が出席しており、会議が成立しております。
- 欠席の届出がありました委員は、8番・西 一委員です。
- はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。
- 全委員 　　異議なし。
- 議長 　　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、11番・佐々木 永薫委員、19番・市岡 沙織委員にお願いします。
- それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願いいたします。
- では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。
- それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 　　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。
- 議案書1ページをお開きください。
- 全ての申請について法定の添付書類は整っております。
- 農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられませ。。
- なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。
- 1番は、同一世帯内で、贈与により農地3筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず136aで、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。
- 2番と3番は、同一の譲渡人と譲受人の間での許可申請のため、まとめて説明させていただきます。労力不足による経営縮小により、農地2筆の所有権が移転され、農地3筆に賃貸借権が設定されるものです。譲受人は新規就農者で、今回の許可申請により、耕作面積を52a取得し、水稻、なすび、みかんの栽培を行う計画とのことです。新規就農ということで、委員3名と、譲受人側3名、事務局2名の計8名で、新規就農者面談を行いました。
- 4番は、譲渡人から譲受へ、労力不足による経営縮小により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、336aに至り、譲受人は対象地において、甘藷の栽培を行うとのことです。
- 5番は、譲渡人から譲受へ、労力不足による経営縮小により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、91aに至り、譲受人は対象地において、季節野菜の栽培を行うとのことです。
- 第1号議案は以上5件で、対象地は、田2, 108㎡、畑6, 379㎡、計8, 487㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、新規就農のため地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、2番、3番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、就農計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員

11月13日の午前10時から2番と3番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。

参加者は天羽委員さんと岸野推進委員さんと私の委員3名と、譲受人側3名、事務局2名の8名です。譲受人はこの度、申請地で水稻、みかん、なすの栽培を始めることを計画しております。譲受人は父母がともに農家出身で、以前から家族で親戚の米造りを手伝う機会が多かったことから、自然に農業に興味を湧いてきたそうです。本格的に、農業を始めようと思ったきっかけは、自身の子供たちと一緒に、家庭菜園で野菜を栽培するなかで、毎日の手入れが積み重なって作物になり、それを収穫する喜び、味わう喜びを感じたからだそうです。就農後も、自身の田畑で子供たちに水やりなどを手伝う機会を作り、土に触れて、作物を作って、収穫して、味わう喜びを伝えていきたいとのこと。申請地を選んだ理由は、自宅から近い場所で農地を探していたところ、近隣の農業者が規模を縮小することに伴い、譲受人の家に隣接した農地2筆を譲り受ける話がまとまり、また、その他に近隣の3筆の農地を借り受ける話もまとまったことです。水稻に関しては、両親からノウハウを引き継ぎながら栽培に取り組むそうです。農機具を貸してくれる親戚もいることから、就農計画等に問題はないように思われます。みかんに関しては、既に譲渡人が栽培していたみかん畑を引き継げること、果樹のなかでは栽培が比較的易しいことから選択しました。なすに関しては、雨に強く、これから、2月、3月からの種植えで育て始められること、親戚が栽培している作物の一つであり、栽培方法をアドバイスして貰えることから選びました。三作物ともに、経験不足の部分は農協の営農指導員や栽培基準のガイドを利用し、一生懸命学びながら栽培に取り組んでいきたいとのこと。借受人は、夫婦及びその親族の常時5人体制で営農していくとのこと、農業労働力は十分確保できております。また、トラクターなどの農機具もリース予定です。今後の目標は、徐々に作物販売の収益を上げていくことです。

結論として、今回の三条許可については、就農計画等に問題はなく、勝占地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明し

ます。

議案書2ページをお開きください。

まず5番案件以外は、全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天資材置場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、建設業を営んでいますが、現在の資材置場が手狭になり、適地を探していたところ会社からも近く、営業にも適したこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物もなく、効率的に発電が可能なことからこの地に計画し、申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル192枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額680万円、全額を自己資金とする残高証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、農用ポンプ小屋に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、現在ある西地用水組合のポンプ小屋が、国道の道路工事のために移転する必要が生じたため、適地を探していたところこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天重機置場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、重機のリース業等を営んでいますが、重機の増車計画に伴い適地を探していたところこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、地元からの意見があり、水路に土砂等が流入しないよう、対策することを許可条件にします。

5番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、建築業を営んでいますが、職人が資材置場を探しており、営業に適したこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、吉野川土地改良区からの意見書が不足しております。

6番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人が現在使用している従業員の駐車場が道路用地にかかり、不足したため適地を探していたところこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

7番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物もなく、効率的に発電が可能なことからこの地に計画し、申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル288枚、出力82.08kW規模のもので、事業費総額1,700万円、全額を自己資金とする残高証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

8番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、露天資材置場へ転用するものです。

立地基準については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定にあてはまります。一般基準については、譲受人は、近隣で土木工事業等を営んでいます。現在の資材置場が手狭で満杯となったため、適地を探していたところ話がまとまりこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の16日に国府地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

9番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物もなく、効率的に発電が可能なおことからこの地に計画し、申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル300枚、出力90,00kW規模のもので、事業費総額1,050万円、全額を借入資金とする融資契約書の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

10番と11番は、事業内容等が同一のため合わせて説明させていただきます。この2件は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天車両展示場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、申請地北側で中古車販売業等を営んでいます。取り扱い台数の増加に伴って適地をさがしていたところ話がまとまり、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の16日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

12番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物もなく、効率的に発電が可能なおことからこの地に計画し、申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル252枚、出力75,60kW規模のもので、事業費総額675万円、全額を借入資金とする融資契約書の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

13番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物もなく、効率的に発電が可能なおことからこの地に計画し、申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル280枚、出力79,80kW規模のもので、事業費総額1,200万円、全額を自己資金とする残高証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第2号議案は、13件で、田11,186.13㎡、畑798㎡で、計11,984.13㎡。

転用目的の内訳は、駐車場・資材置場用地が4,975.60㎡、その他施設用地7,008.53㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思っております。

それでは、8番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、

転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月16日の午前10時から、8番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は浦川推進委員と私の委員2名、転用者側2名、事務局2名の6名です。場所は、県立あさひ学園のすぐ南側に位置する農地で、このあたりは、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に区分されますが、集落接続の転用の例外規定にあてはまるということです。また、農振法の除外については、今年の7月に除外になったということです。譲受人は土木建設工事業等を営んでおり、現在の資材置場が満杯で困っており、事業所からも近く利用するのに便利なためこの地を借地することで、話がまとまり、今回の申請になったとのこと。土地の造成についてですが、水路の高さまで盛土し、周囲はすでに擁壁で囲まれており、雨水は地下浸透で対処し、処理しきれない分は、西側、南側の水路へ流れるように計画しているとのこと。以西土地改良区とも話して調整済であるとのこと。

今回の申請について、被害防除措置についても充分対策され、問題はないと思われまますので、国府地区の委員は一致して転用もやむを得ないとの心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、10番と11番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月16日の午前10時30分から10番と11番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は野口推進委員さんと私の委員2名と、転用者側3名、事務局2名の7名です。場所は、南井上小学校から南東に約400mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、賃貸借権の設定をし、販売車両展示場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の11月に除外されているとのこと。土地の造成については、隣接地で営業している自動車販売店舗の高さまで盛土し、砕石で仕上げる計画とのこと。排水についてですが、雨水のみで地下浸透及び南側と西側の既存の水路に排水するとのこと。排水の同意についてですが、地元の水利組合より、同意を得ております。

今回の転用許可申請については、周辺の農地に対する被害防除措置についても問題はなく、許可相当となる条件を満たしておりますので、南井上地区の委員は一致して許可やむを得ないのではないかと、との心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

品山委員 5番案件ですが、事務局の報告通り、書類不備で吉野川土地改良区の意見書が保留整っていないため、今回は保留とさせていただきます。

議長 他に意見はありませんか。それでは、品山委員さんより保留である意見がありました5番案件について採決いたします。

5番案件を保留とすることで同意の方、挙手をお願いします。

ありがとうございます。それでは過半数を超える挙手を頂きましたので、5番案件を保留といたします。

それでは、残りの案件についても採決いたします。

第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から4番案件と、6番から7番案件、9番から13番案件を議案書のとおり許可すること、8番案件につきましては、議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については1番から4番案件と、6番から7番案件、9番から13番案件を議案書のとおり許可すること、8番案件につきましては、議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第3号議案、非農地証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、非農地証明願の審議についてご説明いたします。  
議案書4ページをお開きください。

すべての申請について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、平成5年頃から隣接する宅地と一体で利用されており、既に20年以上が経過しています。現在に至るまで、農地としては機能しておらず、倉庫及び庭園として利用されている状態です。非農地化の確認資料としましては、平成5年4月18日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

第3号議案は以上1件で、対象地は畑287㎡です。

ご審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第3号議案の非農地証明願の審議については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第4号議案 非農地通知の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地通知の審議についてご説明いたします。  
議案書5ページをお開きください。

1番の申請地は、合計7筆ありますが、日ノ浦の1筆は旧飯谷小学校から北西へ約1km、東山の1筆は南東へ約1km、千谷の5筆については東へ約1.5kmに位置しており、平成30年11月8日に、地元の委員2名と事務局2名で状況を確認しております。現況について、申請地は、人が進入することも困難な状況であり、雑木等が繁茂しており境界もわからない状態です。農業用機械の使用は極めて困難であり、農地に復元しがたい状態であると認められます。また周辺も山林に囲まれており、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは小さいと思われれます。

第4号議案は以上1件で、対象地は田655㎡、畑3,967㎡、計4,622㎡

です。  
ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。  
それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。  
第4号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。  
なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。  
それでは、次の審議に移ります。  
第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。  
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。  
議案書6ページをお開きください。  
今月の申請は1件です。  
対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。  
1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。  
第5号議案は1件で、対象地は、田●●●mとなっています。  
ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。  
それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。  
第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。  
それでは、次の審議に移ります。  
第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。  
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議についてご説明します。  
議案書の7ページからをご覧ください。  
1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番については、過去に4条許可を受けており、農地としては使用されていない部分があります。それ以外の案件の対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第6号議案は以上4件で、税務署あてに報告しようとするものです。

対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。

第7号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書9ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

今月は新規設定が13件、再設定が7件で合計20件となっており、そのうち、賃貸借権が12件、使用貸借権が8件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番・2番が多家良地区・2筆・2件、3番と4番の1筆目と5番が勝占地区・4筆・3件、6番が不動地区・2筆・1件、7番が応神地区・2筆1件、5番の2筆目と8番～10番が国府地区・6筆・3件、11番が南井上地区・2筆・1件、12番～20番が北井上地区・16筆・9件、となっております。

利用権設定については以上で、田20筆22, 593㎡、畑14筆22, 930㎡の合計34筆45, 523㎡となります。

続きまして、利用権移転の説明に移ります。議案書13ページをご覧ください。

1番は、平成28年11月1日から3年間の賃借権設定がされている貸借の残りの期間を移転するものです。

2番は、平成28年10月3日から5年間の賃借権設定がされている貸借の残りの期間を移転するものです。

利用権移転については以上2件で、田2筆1, 680㎡、畑4筆3, 338㎡の合計5, 018㎡です。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしく申し上げます。

- 議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。  
それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。  
第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。  
以上で付議案件の審議を終了します。  
続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告事項について説明します。  
議案書14ページをお開きください。  
1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。  
16ページに渡り9件受理しました。  
17ページをお開きください。  
2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。  
18ページをご覧ください。  
3番は、農用地利用配分計画の認可の報告についてです。1件、報告しました。  
19ページをお開きください。  
4番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。3件、受理しました。  
20ページをご覧ください。  
5番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。  
21ページに渡り7件受理しました。  
22ページをご覧ください。  
6番は農地法第18条第6項の処理についてです。24ページに渡り8件受理しました。  
25ページをお開きください。  
7番は農地の転用制限の例外による届出についてです。2件受理しました。  
26ページをご覧ください。  
農地法第3条の許可の取消についてです。1件受理しました。  
報告事項の説明については以上です。
- 議長 報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。  
それでは、以上をもちまして、平成30年11月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。  
次回は12月20日(木)の開催予定となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。  
ありがとうございました。

(16時30分)